

林業専門技術者認定要綱

平成 19 年 4 月 1 日付け森振第 546 号環境森林部長通知
平成 27 年 2 月 5 日付け農林第 301 号経済産業部長通知

第 1 目的

この要綱は、森林環境の保全に配慮しながら持続的な森林管理及び安定した林業経営に貢献できる技術を有する人材を林業専門技術者として知事が認定することによって、本県の森林や林業に関する技術水準の向上を促進することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、林業専門技術者とは次に掲げるものをいう。

(1) しずおか林業作業士

森林環境の保全に配慮して、安全で効率的な、伐木、造材及び搬出作業ができる者

(2) しずおか林業作業士長

一連の伐木、造材、搬出の生産システムを組み立てるとともに、作業員に対する監督、指揮などの現場管理や技術指導ができる熟練した林業作業技術と経験を有する者

第 3 認定の要件

林業専門技術者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) しずおか林業作業士

次の事項の全てを満たすこと。

ア 県が行うしずおか林業作業士研修の修了者

イ 現場管理、森林調査、森林整備、素材生産及び路網開設等の森林施業に 5 年以上従事する者

ウ 次の事項に掲げるすべての安全講習等を修了した者

(ア) 普通救命講習

(イ) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

(ウ) 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育

(エ) 伐木等の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規定第 10 条関連）

(オ) 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規定第 9 条関連）

(カ) 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規定第 8 条の 3 関連）

(キ) 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規定第 8 条の 2 関連）

(ク) 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規定

第9条の2 関連)

- (ク) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- (コ) 不整地運搬車運転技能講習
- (カ) 小型移動式クレーン運転技能講習
- (シ) 玉掛技能講習

(2) しずおか林業作業士長

次の事項の全てを満たすこと。

- ア 県が行うしずおか林業作業士長研修の修了者
- イ 現場管理、森林調査、森林整備、素材生産及び路網開設等の森林施業に7年以上従事する者
- ウ 第3(1)ウのすべての安全講習等を修了した者
- エ 次の事項に掲げるすべての免許を取得及び安全講習等を修了した者
 - (ア) 林業架線作業主任者免許
 - (イ) 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育
 - (ウ) はい作業主任者技能講習
 - (エ) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

第4 認定証の交付

知事は、認定申請のあった者で前項の要件を満たす場合は、林業専門技術者として認定し、認定証を交付する。

第5 認定者台帳の閲覧

知事は、認定者を認定者台帳に登録するとともに、認定者が関係者の閲覧に供することを希望しない項目を除き、それぞれ、事業主その他関係者からの求めに応じて閲覧させることができるものとする。

第6 認定者の義務

認定者は、森林・林業振興のために県が実施する研修、広報活動及び情報収集等に積極的に協力するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。